

県営横山団地建替事業 環境共生協定書の内容

平成 17 年 1 月 26 日付けで締結された環境共生協定書の内容は、以下のとおりです。

1 事業の概要

事業の名称	県営横山団地建替事業
協定区域	相模原市横山 4 丁目 2 番 1 号外 相模原市開発等指導要綱第 18 条の規定に基づき平成 15 年 5 月 8 日付けで締結した協定書第 1 条に定める区域とする。
実施者	神奈川県

2 有効期間並びに協定の効力及び承継の範囲

本協定に掲げる取組みについては、本計画により整備する施設の一部改修や再整備までの間、環境共生協定の効力が及ぶものとする。

また、神奈川県（甲）または相模原市（乙）は、施設の一部改修や再整備を行おうとする場合は、「県央・湘南都市圏環境モデル都市づくり推進要綱」の趣旨を踏まえ、整備に努めるものとし、必要に応じ、甲、乙協議を行うことができるものとする。

3 協定の運営・管理方法

本協定に掲げる取組みについて、神奈川県または相模原市の施設管理者は「県央・湘南都市圏環境モデル都市づくり推進要綱」の趣旨を踏まえ、関係法令等に基づき適正に管理し、運営をする。

なお、協定の承継については、相模原市開発等指導要綱第 18 条の規定に基づき平成 15 年 5 月 8 日付けで締結した協定書に基づく。

4 知事意見への対応

知事意見	対応
既存樹木の敷地内における保存、移植について検討。	既存の樹木のうち、果樹については、調査し、残せるものは、移植するよう努める。
ごみの分別、収集及び保管について、リサイクルを促進する観点及び害鳥対策等の観点から、確実な取組みを行う。 水の効率的な利用の点で、雨水を活用する方策（防火用、散水用への活用）を講じる。	相模原市のごみ収集システムに則り、分別収集、鳥害対策等を考慮したストックスペースを構築する。 雨水の活用を考慮した防火水槽を設置する。
事業の進捗状況に合わせて適宜、検証を行い、より良い方法を選択して事業を進めること。	採用した工法等については、事業の進捗状況に合わせて、適宜、検証を行い、より良い方法を選択して事業を進める。

5 環境共生の取組の概要

目標	環境共生の取組の方向	環境共生の取組内容	
<p>目標1 自然が有する機能・魅力を生かした都市づくり</p>	<p>適切な緑化を確保すると共に、雨水を地下浸透させ水資源の循環を図る</p>	○	1 大幅な土地形状の変更を抑制する
		○	2 気候緩和のための計画的な緑地を配置する
			3 地域の風の流りに配慮した土地利用及び建物配置とする
		○	4 既存の樹林地、草地、水面、農地等を保全する
		○	5 新たな緑地を整備する
		○	6 雨水の地下浸透能力を強化する
			7 自然の水辺空間を保全及び再生する
		○	8 貴重動植物種の保全対策をする
			9 地域・地区の特性に沿った植物・動物生育生息空間を確保する
		(その他、事業者が独自に取組む項目)	
<p>目標2 環境への負荷を低減する都市づくり</p>	<p>建物の長寿命化を図り、リサイクル材を使用すると共に、水の効率的な利用を図る</p>	○	10 パッシブソーラーシステム等を導入する
		○	11 省エネ型の照明、空調換気、給湯設備及び動力設備を導入する
			12 太陽熱利用温水機器を導入する
			13 太陽光発電施設・設備を導入する
			14 風力を発電等に活用する
		○	15 長寿命の建築物を建設する
		○	16 建築物、外構等にリサイクル材を使用する
		○	17 建設発生土の発生を抑制する
		○	18 ゴミ分別収集システムを導入する
			19 生ゴミ処理機（コンポスター等）を導入する
			20 中水道システムを導入する
		○	21 雨水貯留施設を導入し雨水を活用する
		○	22 上水道の節水設備を導入する
	23 コージェネレーション設備等による地域冷暖房、地域熱供給システムを導入する		
		(その他、事業者が独自に取組む項目)	
<p>目標3 環境とのバランスのとれた交通計画による都市づくり</p>	<p>駐車施設、歩道の確保をすること</p>	○	24 施設の整備規模に応じた駐・停車スペースを確保する
			25 公共交通機関への乗り継ぎ・乗り換え環境を整備する
			26 公共交通の導入を前提とした道路を整備する
		○	27 自転車・歩行者空間を整備する
			28 施設の整備規模に応じた駐輪場を整備する
			29 生態系に配慮した道路を整備する
		○	30 騒音低減や透水性に配慮した道路舗装とする
		○	31 植栽・緩衝緑地帯を整備する
			32 低公害車に対するサービス拠点を整備する
		(その他、事業者が独自に取組む項目)	
<p>目標4 地域アメニティを創出する都市づくり</p>	<p>入居者相互のコミュニティの場を設けると共に、高齢者にやさしいまちづくりを行う</p>	○	33 緑とふれあえる場を整備する
			34 水とふれあえる場を整備する
			35 地域景観に配慮し、電線の地中化や建築物等の高さ、形状、色等の工夫をする
			36 災害時に利用出来るような施設を適切に配置する
		○	37 高齢者、障害者等に配慮した建築物、歩行空間等を整備する

6 環境共生の取組の実施方法

	項目	環境共生の取り組みの実施方法
目 標 1	1	現況地盤、周辺道路とのすり付けを考慮して、大規模な変更は行わない
	2	舗装面（駐車場、歩道、通路）に対する日射抑制を考慮した街路樹、植栽の配置
	4	既存の樹木のうち移植できるものは活用
	5	住宅敷地には豊かな緑地を計画すると共に、南北軸、東西軸を形成する道路には街路樹を列植
	6	歩道、駐車場等は透水性舗装をし、宅地内に、浸透性雨水ますを設置
	8	貴重動植物は存在しない
目 標 2	10	住宅の妻側窓にひさし設置
	11	共用部（階段、廊下、集会所）に省エネ型の照明設備を使用する
	15	純ラーメン構造（社会情勢への柔軟な対応） 高耐久性コンクリートの採用
	16	再生コンクリート砕石、再生材利用インターロッキング・タイル、再生木材の利用
	17	無残土工法杭採用、地下ピットの縮減化による発生土抑制
	18	市のゴミ収集システムに則った、ストックスペースの構築（分別スペース、粗大ゴミ収集場所、鳥、犬猫害の防止
	21	防火水槽を雨水貯留施設として活用
22	節水型便器、定量止水栓	
目 標 3	24	0.69 台/世帯の駐車場確保、住棟（50 戸以上）に車寄せスペース確保
	27	周辺道路への歩道設置
	30	道路の歩道部分に透水性舗装を採用
	31	街路樹の列植 敷地周辺と共に立体駐車場の圧迫感を和らげるための緑地帯設置
目 標 4	33	児童遊園、ポケットパーク等の設置
	37	県福祉のまちづくり条例、整備基準に基づき整備を行う